

臨時代理の報告について

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度熊本市一般会計補正予算（10月補正予算）の見積もりを別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するとともに承認を求めらる。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

令和3年度熊本市一般会計補正予算（10月補正予算）について、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により教育委員会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

教育委員会事務局・令和3年度補正予算総括表

1. 一般会計

〔債務負担行為補正〕
（追加分）

（単位：千円）

事項	期間	限度額
義務教育施設整備事業 （教室不足仮設建物等分）	令和3年度～令和8年度	397,000